

給費制の復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明

本年12月19日、新第65期の司法修習生が司法修習を終え、裁判官、検察官、弁護士等法曹への第一歩を踏み出す。

第64期までの司法修習生に対しては、司法修習期間中の生活費等の必要な資金（修習資金）が国費から支給されていた（給費制）が、新第65期修習生からは、給費制は廃止され、修習資金を貸与する制度に移行した（貸与制）。第65期修習生は貸与制を経験した初めての法曹である。

日本弁護士連合会は、本年6月から7月にかけて、同第65期修習生に対して「生活実態アンケート」を実施した。そのアンケートによると、ほとんどの修習生が、現実の当事者と生の事件記録に接し、裁判官、検察官、弁護士の指導の下で実際の法律実務に従事する司法修習を意義ある重要なものと認め、誠実かつ精力的に取り組んでいることがわかった。

しかし、一方で、28.2%の司法修習生が司法修習を辞退することを考えたことがあると回答し、その理由として、86.1%が貸与制を挙げている。また、貸与金返済の経済的不安感から、書籍購入や医者にかかることを自粛したり、食費を削った等という声が多数寄せられており、貸与制が充実した修習のマイナス要因になっている実態が浮かび上がってきた。

さらに、司法修習生の月平均の支出額は、住居費の負担のある場合は21万5800円であった。司法修習生は、全国各地

に配属されて修習に従事するが、修習の開始に伴い修習配属地への引越が必要だった司法修習生は、約6割を占め、この場合には、ほとんどの場合、住居費のほかに、引越費用等で平均25万7500円を負担していることがわかった。司法修習生の多くは大学及び法科大学院の奨学金等の返還義務を負担しており、貸与制はその返還義務を加算することになる。

また、経済不況と司法試験合格者の急増等を原因とする弁護士の就職難状況は続いている。

このような状況下で、貸与制が今後とも継続されることとなれば、「経済的事情によって法曹への道を断念する事態」（衆議院法務委員会附帯決議）への懸念がさらに現実化することになる。

人権を守る司法の担い手を育てる法曹養成制度は社会のインフラであり、その整備と充実化は国の責務である。

当会は、上記アンケートの実態を踏まえ、経済的事情から法曹の道を断念する事態が生じることがないように、早急に給費制復活を含む司法修習生に対する適切な経済的支援を求めるとともに、新第65期及び第66期の司法修習生に対しても遡及的に適切な措置が採られることを求めるものである。

2012年12月18日

東京弁護士会会長 斎藤 義房

生活保護基準の引き下げに強く反対する会長声明

1. 昨年8月10日成立した社会保障制度改革推進法の附則2条では、「水準の適正化」を含む生活保護制度の見直しを行うと定められた。これを踏まえて、同月17日に閣議決定された「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」では、「特に財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る」こと、「自然増を含め、年金・医療等に係る経費についても、生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成25年度予算に反映させるなど、極力圧縮に努めることとする」との基本方針が示されている。

2013年度予算において、生活保護基準が切り下げられることが強く懸念される。

2. しかし、生活保護基準の切り下げには大きな問題がある。

(1) 生活保護基準は憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準でなければならない。

2008年6月26日、東京地裁判決は「基準生活費の減額が問題とされるのであれば、法の要求する生活水準を満たすかどうかという観点から、被保護者の生活実態に係る調査を行うことが極めて強く要求される」と判断している。

しかし、生活保護基準見直しの閣議決定は、憲法上保障された生活が営めるか生活水準であるか否かの検証が一切されていない。

(2) また、2010年4月9日付厚生労働省発表の「生活保護基準未達の低所得世帯数の推計について」によれば、生活保護制度の捕捉率（制度を利用できる資格がある人の中で生活保護制度を利用している人の割合）は15.3%から32.1%であり、生活保護基準以下の生活水準でありながら、生活保護制度を利用していない者が現在生活保護制度を利用している者の3倍以上にのぼることが明らかになっている。今取り組むべき課題は、生活保護制度から漏れている多くの低所得者を救済することであり、生活保護

費を「極力圧縮」することではない。

生活保護費を「極力圧縮」することは、生活保護を利用しているわずかな人の最低限の生活さえ危うくすることになる。

3. また、生活保護基準の切り下げは、生活保護利用者だけの問題ではない。

生活保護基準は、住民税の非課税基準、国民健康保険料の減免基準、介護保険の利用料・保険料の減免基準、就学援助金の利用基準、日本司法支援センターの民事法律扶助の援助基準など生活の中の多様な分野の施策に関連している。

さらに、生活保護基準は最低賃金の指標にもなっているもので、これが引き下げられると最低賃金の指標も下がることになり、今でさえ生活することが困難な最低賃金がいっそう引き下げられることにもつながる。

4. 生活保護利用者が急増し過去最高となったことは、非正規労働者の増加による雇用の不安定化と雇用保険の脆弱さ、年金制度が脆弱である中で高齢化社会を迎え、低年金者・無年金者が増大したことが原因である。

雇用の不安定化や、雇用保険・年金などの社会保障制度が脆弱なもとでは、生活保護利用が増えるのは当然である。むしろ、生活保護こそが国民の命と生活を支えているとさえ言えるのである。

貧困と格差が拡大している今日であるからこそ、生活保護が積極的に活用されなければならない。

生活を支える重要な制度である生活保護制度の検討を行う場合には、専門家の知見や生活保護利用者の声を反映させるなど慎重に行うべきである。

以上の理由により、当会は今年度の予算編成において生活保護基準を引き下げることについて強く反対するものである。

2013年1月10日

東京弁護士会会長 斎藤 義房